

妊娠がわかったら

安心して出産するために

白老町で妊娠中に受けられるサービスや不妊治療費の助成制度をまとめました。

問 健康福祉課 健康推進グループ ☎82-5541

妊娠がわかり、通院先の病院で「母子手帳をもらってくるように」言われたら、妊娠届け出の手続きをしましょう。(手続き場所は、いきいき4・6です。事前予約制になりますのであらかじめご連絡ください。)

母子健康手帳

妊婦健診の経過や出産の状況、子どもの健診や予防接種など、母親と乳幼児の健康を記録する大切な手帳です。

父子健康手帳

父親が楽しく育児に関わるための情報を掲載した手帳です。希望する方へ、母子健康手帳と一緒に渡します。

祖父母健康手帳

祖父母の方がこれから「孫育て」をする上でのヒントなどが掲載された小冊子です。希望する方へ、母子健康手帳と一緒に渡します。

妊婦健康診査受診票

母体の健康を保つために、妊娠中は妊婦健診を受けましょう。妊娠時の定期健康診査として妊婦一般健康診査受診票14枚、超音波検査受診票11枚を妊娠届け出時に交付します。

※受診票は道内の医療機関で使用できます。 ※転出した場合は使用できません。

※転入の方には白老町の受診票を交付します。

道外での妊婦健診費用を助成

里帰りなどで道外の医療機関で妊婦健診などを受診された場合、申請により一部払い戻しを受けることができます。里帰り予定の方は、母子健康手帳の交付手続き時に申し出てください。

白老町



Photo Gallery

防災リュック



お子さんが生まれた世帯に町から贈呈しています。



●産婦健康診査・新生児聴覚検査の受診券の交付 →妊娠届け出時に渡します。

🐾 しらおいママサポート119(妊婦事前登録制度)

緊急時に救急での搬送をスムーズに行うため、妊婦の状況を事前に登録します。
希望する方は、妊娠届け出時に申請をおこないます。

🐾 両親教室(パパママ教室)

妊婦や出産後の親子を対象に、年4回町内の子育て支援施設で実施しています。お風呂の入れ方や抱っこの仕方、出産に関する話など、助産師を講師に招き、講話します。

🐾 妊娠中期から後期の面談

妊娠中期から後期を迎えた妊婦へ保健師・管理栄養士から連絡をし、妊娠中の体調や妊婦健診の経過、妊娠中の過ごし方や里帰り出産などの話を面接又は、訪問でうかがいます。

🐾 出産応援ギフト

問 子育て世代包括支援センター ☎85-2021

母子手帳交付時の面談での申請に応じて、妊婦1人あたり5万円を支給いたします。

不妊治療・不育治療について

問 健康福祉課 健康推進グループ ☎82-5541

🐾 不妊治療の保険適用について(令和4年4月から保険適用)

体外受精などの基本治療は全て保険適用されます。
治療費が高額な場合の月額上限(高額療養費制度)もあるので、手続きは加入している医療保険者に問い合わせてください。

🐾 不妊治療費助成制度

令和5年4月以降に開始した治療の保険適用後の自己負担分を町から助成します(食事療養費、差額室料、文書料など治療に関わらない費用は除く)。高額療養費限度額適用後の自己負担分の支払額を助成しますが、高額療養費を超えない場合は実費分のみを助成します。

助成対象は治療開始時に女性の年齢が43歳未満であるほか、治療開始時に町内に住所を要しているなど全ての要件を満たした場合のみ対象となります。全要件、上限回数、申請手続きは町ホームページで確認してください。

年齢・回数の要件(体外受精・顕微授精)

年齢制限	回数制限	
治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること	初めての治療開始時点の女性の年齢	回数の上限
	40歳未満	通算6回まで(1子ごとに)
	40歳以上43歳未満	通算3回まで(1子ごとに)

※過去の助成金利用実績は計算に含めません。

🐾 先進医療不妊治療費助成制度

令和5年4月以降に医療保険適用と併用して開始した先進医療不妊治療の治療費及び交通費の一部を助成します(先進医療を単独で実施した場合は対象外)。

助成額は治療費の自己負担額の7割(3万5千円を上限)を、交通費は自宅から医療機関までの距離が片道25kmを超える場合は、距離に応じて一部を助成します。

助成対象は治療開始時に女性の年齢が43歳未満であるほか、治療開始時に町内に住所を有しているなど全ての要件を満たした場合のみ対象となります。上限回数は初回助成時の治療開始時において40歳未満の方は1子ごとに6回まで、40歳から43歳未満の方は1子ごと3回までです。

🐾 不育症治療費の助成制度

不育症(2回以上の流産や死産、新生児死亡を繰り返すこと)の検査及び治療にかかった費用から、北海道から受けた不育症治療費助成額を引いた金額を助成します。(1年度につき上限10万円)

どうぞお気軽にご相談ください!

問 健康福祉課 健康推進グループ ☎82-5541

いきいき4・6では、保健師や管理栄養士が妊婦や乳幼児の健康や育児に関すること、乳幼児健診・予防接種、離乳食やお食事などの相談に応じています。

電話相談や、いきいき4・6に来ていただいている相談のほか、家庭訪問も行っておりますので、お気軽にご相談・ご連絡ください。

🐾 産前産後期間の国民年金保険料の免除

問 町民課 国保年金グループ ☎82-2325

単胎妊娠の場合は4ヵ月分、多胎妊娠の場合は6ヵ月分の国民年金保険料が免除されます。

対象 出産予定の国民年金第1号被保険者

※妊娠85日(4ヵ月)以上の出産が対象(死産、流産、早産の場合を含む)

届出期間 出産予定日の6ヵ月前から(出産後の届出も可)

必要なもの 【出産前の場合】 母子健康手帳など

【出産後の場合】 原則不要(被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出生日及び親子関係を明らかにする書類が必要)

🐾 産前産後期間の国民健康保険税の免除

問 町民課 国保年金グループ ☎82-2325

単胎妊娠の場合は4ヵ月分、多胎妊娠の場合は6ヵ月分の国民健康保険税が免除されます。

対象 出産予定の国民健康保険被保険者

※妊娠85日(4ヵ月)以上の出産が対象(死産、流産、早産の場合を含む)

届出期間 出産予定日の6ヵ月前から(出産後の場合は届出の省略可)

必要なもの 母子健康手帳など出産予定日または出産日がわかる書類など

パパ、ママ、赤ちゃん応援サービス

白老町では、**妊産婦及び、おおむね1歳までの乳児を持つ家族**に対し、下記のサービス提供を行っています。利用希望される方は、詳細を確認していただき、利用の申し込みやご予約をお願いいたします。

困った時には、
頼ってね！

みなさぼ

妊産婦及び家族が抱える妊娠、出産、子育てに関する悩みに対し、地域でサポートします。訪問型、参加型では、**無料で助産師さんが支援**します。

産後ケア事業

助産院や自宅で助産師等のケアや**授乳のアドバイス**を受けたり、**休息**を取ることができます。状況に応じて、「宿泊型」「日帰り型」「訪問型」が利用可能。

産後サポート

子育てを手伝ってほしい人（利用会員）に子育ての援助ができる人（提供会員）を紹介して、**育児や、家のお手伝い**をします。

🐣 みなさぼ 利用料無料

妊産婦及び家族が抱える妊娠、出産、子育てに関する悩みに対し、アドバイスを受け、悩みを共有することで不安を解消し、安心して育児を行うことができるように、

白老町地域 **みんなでサポート(=みなさぼ)** します！

訪問型、参加型には経験豊富な助産師さんが支援します。



対象者 白老町在住の**妊産婦**及び、**おおむね1歳までの乳児を持つ家族**
妊娠・出産・育児に不安を抱え、相談支援や交流支援を**希望する方**

● みなさぼ訪問型

助産師さんが利用希望者宅に訪問し、妊婦さんや産婦さん、ご家族の不安や悩みに対し、個別相談に応じます。利用料は、無料です。

- 届出期間**
- ①利用希望者は健康福祉課(☎82-5541)へ申し込みをする。
 - ②助産師さんから訪問調整のために利用希望者へ連絡が入る。
 - ③訪問実施(概ね1時間程度)

● みなさぼ参加型

サロン形式により、妊産婦や家族が、妊娠出産子育てに関する不安や悩みなどを何でも相談できる場として、助産師さんとともに集う場です。

届出期間 各参加希望開催場所へ自由に参加ください。(詳細は町ホームページ記載)

📷 白老町 📷



Photo Gallery

スプリング遊具
(末広公園)



産後ケア事業 完全予約制

問 健康福祉課 健康推進グループ ☎82-5541

産後ケア事業とは、助産院やご自宅で助産師等のケアや授乳のアドバイスを受けられ、休息を取ることができる事業です。お母さんが安心して子育てができるよう、心身のケアと育児支援を目的に、「宿泊型」「日帰り型」「訪問型」の3種類の産後ケアにて、助産師等がサポートします！



詳細はこちら！

対象者

白老町に在住の

①宿泊型・②日帰り型…産後6ヵ月までのお母さんと赤ちゃん

③訪問型…産後1歳未満のお母さんと赤ちゃん

利用回数

①宿泊型・②日帰り型…合計5日まで

③訪問型 …………… 10回まで

※宿泊型は1泊2日を1日、日帰り型は1日とします。

利用方法

- ①母子手帳発行時に利用登録申請書に記入する。
- ②妊娠中期～後期の面談で、産後ケア事業利用票を発行。
- ③利用者自身で希望の産後ケア事業所へ予約する。
- ④利用当日、利用票、母子手帳、利用料(自己負担額)等を持参し、ケアを受ける。

産後サポート 利用会員登録が必要

問 子育てふれあいセンター(すくすく3・9) ☎82-3926

緊急時はご相談ください！

産後サポートとは、子育てを手伝ってほしい人(利用会員)に子育ての援助ができる人(提供会員)を紹介して、育児や、家のお手伝いをしています。安心してサービスが受けられるように出産前からの申し込みが可能です。

生後12ヵ月まで半額で利用可

費用

30分:300円+提供会員の交通費がかかります。

※条件により費用が変動します。詳しくは子育てふれあいセンター(☎82-3926/090-6215-3920)へお問い合わせください。

利用例

- 出産後の子どものお世話
- 簡単な食事準備や生活必需品の買い出し
- 上の子の学校行事や幼稚園行事の預かり
- 保護者の病気や用事、リフレッシュの際の預かり等

利用方法

- ①子育てふれあいセンターに申し込みする。
- ②無料の会員登録を行う。
- ③コーディネーターが提供会員を探し調整する。
- ④コーディネーターが提供会員を紹介する。
- ⑤提供会員と利用会員で事前打ち合わせをし、援助活動が行われる。終了後に定められた料金を提供会員へ支払う。
- ⑥提供会員は子育てふれあいセンターへ報告する。

～妊婦さんをサポート！～

該当する方は下記問合わせ先へご連絡ください！

問 胆振総合振興局 社会福祉課 子ども子育て支援係 ☎0143-24-9845

「入院助産制度」のご案内

経済的な理由で、出産のための入院などが困難な場合に、助産施設での入院助産が受けられる制度です。(世帯の状況により、一部自己負担があります。)

対象となる世帯の要件や申請方法など詳しくは上記までお問い合わせください。

赤ちゃんが生まれたら

出生届

問 町民課 戸籍グループ ☎82-2674

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含めて14日以内に届け出てください。

届け出は
14日以内に！

届出人 出生子の父か母

届出に必要なもの

- 出生届(指定様式 ※出生証明書の記入があるもの)
- 母子健康手帳

出産育児一時金

問 町民課 国保年金グループ ☎82-2325

1. 出産育児一時金の直接支払制度を利用する場合

加入されている健康保険が出産育児一時金を直接医療機関に支払う制度で、出産費の負担を軽減することができます。ご希望の場合は医療機関にある「出産育児金医療機関直接支払制度合意文書」にご記入の上、医療機関に提出してください。

- ① 出産費用が50万円^{*}以上の場合
出産育児一時金の申請の必要はありません。
- ② 出産費用が50万円^{*}未満の場合
出産費用と出産育児一時金との差額を受ける申請が必要です。
※産科医療補償制度加入医療機関以外での出産は48万8千円

申請窓口 【白老町国保に加入している方】役場②番窓口で申請してください。

【国保以外の健康保険に加入している方】各健康保険窓口にお問い合わせください。

申請に必要なもの

- ① 被保険者証(有効期限到来後は、資格確認書または資格情報のお知らせ)
- ② 世帯主名義の預金通帳
- ③ 出産育児金医療機関直接支払制度合意文書(医療機関にあります。制度を利用する、または、利用しない旨の記入をすること。)
- ④ 出産費用の領収書、明細書の写し(産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は、制度対象分娩である証明印があること。)

赤ちゃんが生まれたら

広告

営業時間・9時~17時30分 不定休



日用品からギフトまで
夢のある暮らしのおてつだい

ギフト



家の修繕



合カギ



ハウス
クリーニング





株式会社
ヤマダリビング

〒059-0904 白老町東町1丁目3-18
☎0144-82-2345

2. 直接支払制度を利用しない場合

出産費用を医療機関に全額お支払いになった後に、出産育児一時金を申請していただきます。

申請窓口 【白老町国保に加入している方】役場②番窓口で申請してください。

【国保以外の健康保険に加入している方】各健康保険窓口にお問い合わせください。

申請に必要なもの ①被保険者証(有効期限到来後は、資格確認書または資格情報のお知らせ)

②世帯主名義の預金通帳

③出産育児金医療機関直接支払制度合意文書(医療機関にあります。制度を利用する、または、利用しない旨の記入をすること。)

④出産費用の領収書、明細書の写し(産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は、制度対象分娩である証明印があること。)

🐾 出産後～子育て期の乳幼児保健サービス

問 ①～⑤、⑦～⑧ 健康福祉課 健康推進グループ ☎82-5541

⑥ 子育て世代包括支援センター ☎85-2021

⑨ 生活環境課環境グループ ☎82-2265

①～③共通 ※受診票は妊娠届け出時に交付します。

※受診票は道内医療機関で使用できます。

① 新生児聴覚検査費の助成制度

出生後、新生児聴覚検査の初回費用を、支払い金額のうち3,000円を1回限り助成いたします。

② 産婦健診費用の助成制度

出産後の産婦健診受診票を2回分交付します。

③ 1ヵ月児健診費用の助成制度

出生後の1ヵ月児健診受診票を交付します。

④ 新生児訪問

生後2ヶ月くらいまでの乳児と保護者の方へ、保健師や相談員がご自宅へお伺いし、乳児の体重測定・発育発達、産婦の体調の確認や、乳幼児健診・予防接種のスケジュールや育児支援サービスの紹介などを行います。

⑤ 産後ケア事業費の一部費用助成

出産後1年間、授乳や育児に関して助産師のケア(訪問型・宿泊型・日帰り型)が受けられ、費用の一部を助成します。(自己負担費用は町民税の課税状況で異なります。)(詳細P26)

※事前申請が必要です。申請後、利用票を交付します。

⑥ 子育て応援ギフト

新生児訪問時の面談での申請に応じて、新生児1人あたり5万円を支給いたします。

白老町



Photo Gallery

離乳食教室



⑦予防接種

生後2ヶ月から開始します。(詳細P36)

⑧乳幼児健診・相談

4ヵ月児健診

医師による診察・脱臼健診、身体測定、保健師による保健相談、管理栄養士による離乳食講話を行います。

7ヵ月児相談

身体測定、保健師による保健相談、管理栄養士による離乳食相談、ブックスタート(絵本のプレゼント)を行います。

10ヵ月児健診

医師による診察、身体測定、保健師による保健相談、管理栄養士による離乳食相談を行います。

13ヵ月児相談

身体測定、保健師による保健相談、歯科衛生士によるブラッシング指導、管理栄養士による栄養相談を行います。

1歳6ヵ月児健診

身体測定、医師による診察、保健師による保健相談、歯科医師による歯科健診、歯科衛生士によるフッ素塗布・ブラッシング指導、管理栄養士によるおやつの話、言語聴覚士による相談を行います。

2歳児相談

身体測定、保健師による問診や保健相談、管理栄養士による栄養相談、歯科衛生士によるむし歯予防指導・フッ素塗布を行います。

3歳児健診

身体測定、尿検査、眼科検査、医師による診察、保健師による保健相談、歯科医師による歯科健診、歯科衛生士によるフッ素塗布・ブラッシング指導、管理栄養士による栄養相談。言語聴覚士による相談を行います。(お母さんの体調確認のため、お母さんの尿検査も併せて実施します。)

※対象者には、健診・相談の約2週間前に案内文・問診表等を送付します。

5歳児健診

令和7年度より開始します。お子さん個人の成長・発達その他、社会的な発達についての相談を行います。

⑨紙おむつの無料回収

子育て世帯等の負担を軽減することを目的に、その家庭から出る紙おむつ類の無料回収を行っています。中身の確認できる透明・半透明の袋に入れて、袋にマジックなどで、「おむつ」と明記し、燃やせるごみの収集日に出してください。

回収対象 紙おむつ、お尻拭き等

※汚物は取り除いてください。

※1袋45L、10kg以内にしてください。

※他のごみが入っている場合は収集されません。

赤ちゃんが生まれたら

白老町



Photo Gallery

健診



手当・助成

赤ちゃんが生まれ「出生届」を出したら、児童手当などの手続きを忘れずに！
また、白老町に転入した時にも手続きが必要です。

産後に受ける手当・助成制度

問 子育て支援課 子育て支援グループ ☎85-2021 (いきいき4・6 2階)

児童手当

高校生までの児童を養育されている方に支給されます。
(支給月は偶数月です。) 令和6年10月分から

支給額	● 3歳未満	月額15,000円 (第3子以降は、30,000円)
	● 3歳～高校卒業まで	月額10,000円 (第3子以降は、30,000円)

※児童の数は、22歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間の児童の中で数えます。

※所得制限が撤廃されました。

※出生、転入の場合は15日以内に申請をしないと、手当を受けられません。

乳幼児等医療費助成制度

問 町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325

小学生以下を対象にした医療費助成制度です。なお、母子(父子)家庭の方は、ひとり親家庭等医療費助成制度、身体障がい者手帳等をお持ちの方は、重度心身障がい者医療費助成制度の対象となります。

区分		助成内容
住民税課税世帯の子ども	0歳～2歳	保険診療の自己負担額2割のうち、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)をご負担いただき、それ以外を助成します。
	満3歳～ 小学校入学前	保険診療の自己負担額2割のうち、1割をご負担いただき、それ以外を助成します。
	小学生	入院のみ保険診療の自己負担額3割のうち1割をご負担いただき、それ以外を助成します(通院は助成対象になりません)。

白老町



Photo Gallery

センターハウス
(萩の里自然公園)



区分	助成内容
住民税非課税世帯の 0歳～小学生	保険診療の自己負担額のうち、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)をご負担いただき、それ以外を助成します。なお、小学生は、入院のみ助成対象となります。

※所得制限があり、保護者(父・母)の所得が限度額を超過した場合は対象となりません。

※住民税非課税世帯→「主たる生計維持者」及び「世帯全員」が町道民税「非課税」である世帯。

※18歳までの保険診療適用分の医療費は、子ども医療費の助成対象となります。(詳細P35)

※日本スポーツ振興センターの災害給付金など、他の制度の助成を受けられる場合は対象外となります。

未熟児の養育医療給付制度

問 町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325

出生体重が2,000g以下であるなど、医師により入院治療が必要であると診断された赤ちゃんを、指定養育医療機関で治療する際に、その医療費を給付する制度です。

給付対象となる医療費は、医療保険を適用した後の自己負担額と食事代が対象です(保護者の町民税の額に応じて自己負担額が異なります)。



「そろって本当？」子育ての疑問 Q & A

Q 授乳は必ず3時間おきにするの？

A 母乳の場合は赤ちゃんが欲しがるときのタイミングで

母乳は赤ちゃんの欲しがるときにあげましょう。授乳を繰り返すことで母乳が作り続けられることになり、徐々に赤ちゃんとの授乳のペースも安定してきます。育児用ミルクは商品に記載されている月齢に合わせた量などを参考にしてあげてください。



ひとり親への支援

☺ 児童扶養手当

問 子育て支援課 子育て支援グループ ☎85-2021(いきいき4・6 2階)

母子または父子家庭のひとり親、ひとり親である母親や父親に代わる児童の養育者のほか、児童を養育し配偶者が重度の障がいにある方で、所得が一定額未満の方に支給されます。支給対象は18歳に到達して最初の3月31日(年度末)までの間にある児童。また、児童が特別児童扶養手当を受給できる程度の障がいにある場合は、20歳に達するまで対象となります。

支給額(令和6年11月1日現在)		
●全部支給	月額45,500円	
●一部支給	月額45,490円~10,740円	
2人の場合	全部支給	10,750円を加算
	一部支給	10,740円~5,380円を加算
3人目以降	全部支給	1人増えるごとに10,750円を加算
	一部支給	1人増えるごとに10,740円~5,380円を加算

☺ ひとり親家庭等医療費助成制度

問 町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325

母子(父子)家庭の母(父)と扶養されている18歳までの子どもを対象に助成します。また、両親がいない(死亡・行方不明など)、父または母が重度の障がいにある場合も対象となります。

※子どもが18歳に達する年度の末日まで対象となります。なお学生等で親に扶養されている場合は、申請により20歳に達する月の末日までとなります。

区分	助成内容
3歳未満の子どもおよび住民税非課税世帯	●保険診療の自己負担額のうち、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)をご負担いただき、それ以外を助成します。 ●母(父)は、入院のみ助成対象となります。
住民税課税世帯	●保険診療の自己負担額のうち、1割をご負担いただき、それ以外を助成します。 ●母(父)は、入院のみ助成対象となります。

※所得制限があり、受給者及び扶養義務者の所得が限度額を超過した場合は対象とはなりません。

※住民税非課税世帯→「主たる生計維持者」及び「世帯全員」が町道民税「非課税」である世帯。

※18歳までのお子さんの保険診療適用分の医療費は、子ども医療費の助成対象となります。(詳細P35)

※日本スポーツ振興センターの災害給付金など、他の制度の助成を受けられる場合は対象外となります。

☺ その他の母子・父子福祉事業

名称	内容	申込・お問い合わせ先
母子家庭および父子家庭自立支援給付金	〔自立支援教育訓練給付金〕 母子家庭の母等の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、終了した場合、経費の約20%(4,001円以上で10万円以下)が支給されます。 〔高等職業訓練促進給付金等〕 母子家庭の母等が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で、修行する場合等に支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするものです。	母子家庭等就業・自立支援センター ☎0143-83-7047
母子・父子・寡婦福祉資金	母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの就学などのために、無利子または低利子で各種資金の貸し付け相談を受けています。	子育て支援課 子育て支援グループ ☎85-2021(いきいき4・6 2階)

障がい児への支援

心や体にハンディを持っている子どもの支援策や給付制度のご案内です。

障がい者手帳等の交付

問 健康福祉課 福祉支援グループ ☎82-5541

療育手帳

知的障がいがあり、単独で日常生活又は社会生活を送ることが困難な方に交付されます。18歳未満の方は児童相談所が判定します。北海道では、A、Bに区分されています。

身体障害者手帳

疾病、事故等によって肢体や視覚、聴覚等身体上の機能に障がい有するため、日常生活又は社会生活を送るうえで制限を受ける方に交付されます。手帳は1級から6級まで区分されています。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがあり、日常生活又は社会生活を送ることが困難な方に交付されます。1級から3級まで区分されています。

特別児童扶養手当

問 健康福祉課 福祉支援グループ ☎82-5541

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童を養育している方で、所得が一定額未満の方に支給されます。

支給額 1級 月額 55,350円 2級 月額 36,860円

※支給額は今後変更になることがあります。

重度心身障がい者医療費助成制度

問 町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325

- 身体障害者手帳の等級1・2級(内部障がいの場合は3級を含む)、療育手帳A判定および重度の知的障がいと診断された方を対象に助成します。
- 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、通院のみ助成します。(入院は対象外です。)

区分	重度心身障がい者医療費助成制度の助成内容
3歳未満の子ども および 住民税非課税世帯※	● 保険診療の自己負担額のうち、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)をご負担いただき、それ以外を助成します。 ● 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、通院のみ助成します。
住民税課税世帯	● 保険診療の自己負担額のうち、1割をご負担いただき、それ以外を助成します。 ● 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、通院のみ助成します。

※所得制限があり、本人及び扶養義務者の所得が限度額を超過した場合は対象とはなりません。

※住民税非課税世帯→「主たる生計維持者」および「世帯全員」が町道民税「非課税」である世帯。

※18歳までのお子さんの保険診療適用分の医療費は、子ども医療費の助成対象となります。(詳細P35)

※日本スポーツ振興センターの災害給付金など、他の制度の助成を受けられる場合は対象外となります。

自立支援医療(精神通院医療)制度

問 健康福祉課 福祉支援グループ ☎82-5541

精神障がいがあり、継続的に通院医療を受ける場合の医療費を一部公費負担する制度です。

※世帯収入と症状によって、自己負担額が異なります。

🐾 自立支援医療(育成医療)制度

問 健康福祉課 福祉支援グループ ☎82-5541

身体に障がいのある児童または将来において障がいを残すと認められている疾患がある児童が、その障がいを除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を受ける場合の医療費を一部公費負担する制度です。

※世帯収入によって、自己負担額がことなります。

🐾 障害児福祉手当

問 健康福祉課 福祉支援グループ ☎82-5541

20歳未満で、日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障がい児に支給されます。

支給額 月額15,690円 ※所得制限あり

🐾 心身障害者扶養共済制度

問 健康福祉課 福祉支援グループ ☎82-5541

障がいのある方を扶養している保護者等(加入者)が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、加入者に万一(死亡・重度障がい者)のことがあった場合に、障がいのある方に一生年金を支給する制度です。 ※障がい等級などの加入要件があります。

障がい児のライフステージごとの支援

乳幼児期 0歳～就学前	学齢期 就学～卒業	青年・成人期 18歳以上
発達・療育支援	福祉と教育の連携	生活支援・就労支援
● 保育園 ● 幼稚園 ● 認定こども園 ※園によっては障がい児保育を実施していないところもあります。	● 義務教育…小学校・中学校 ● 特別支援学級 ● 特別支援学校 ● 通級による指導 ● 訪問教育 ● 放課後児童クラブ(小1～小6) ● 高等学校 ● 養護学校高等部 ● 高等養護学校 ● 職業訓練校 ● 専修学校 ● 各種学校	● 大学 ● 職業訓練校 ● 専修学校 ● 各種学校
将来への不安、育児への不安、制度のことなどを知りたい	将来への不安、養育への不安、進路の不安など	地域生活の不安、金銭管理、将来への不安、働きたいなど

相談支援

- 子育て相談窓口(健康福祉課、保健所、児童相談所)
- 指定特定相談支援事業所
- 障害児相談支援事業所

- 指定特定相談支援事業所

- ハローワーク
- 障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター

サービス

- 障がい児通所支援(児童発達支援事業など)
- 障がい児入所支援

サービス

- 障がい児通所支援(放課後等デイサービス事業など)
- 障がい児入所支援
- 日中一時支援事業

障がい福祉サービス利用

- 暮らしのサービス
 - ・ホームヘルプサービス
 - ・ショートステイ
 - ・日中一時支援事業
 - ・移動支援事業 など
- 住まいの場
 - ・障がい者支援施設
 - ・グループホーム
- 日中活動
 - ・生活介護事業所、地域活動支援センターなど

就労継続支援事業所

子ども医療費助成

白老町独自の制度で子育てを支援！

子ども医療費助成制度

問 町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325

病院や調剤薬局などで一部負担していただいていた「お子さんの医療費」について、町独自の助成制度を設けており、道内医療機関窓口で保険証と受給者証と一緒に提示することで、会計が無料（保険適用分）となる助成方法に変更となります。

助成対象 白老町に住所を有する18歳までのお子さんで、医療保険に加入されている方。
ただし、生活保護を受けている方、施設等に入所している方は除きます。
※子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象となります。ただし、4月1日生まれの場合は前日の3月31日まで。

申請方法 お子さんの健康保険証をお持ちになり役場窓口で受給者証の申請を行うと受給者証が交付されます。

助成方法 ①道内の医療機関では、保険証と受給者証と一緒に提示することで、会計が無料（保険適用分）となります。
②道外での受診や受給者証の提示を忘れた場合は、一旦医療機関窓口で自己負担分を支払った後、保護者からの申請により指定の口座へ振り込みをする「償還払い」となりますので、役場又は申請書の取り次ぎを行っている町内郵便局で申請してください。
申請期間は、医療機関を受診した日の翌月から2年以内となります。

必要書類等 (助成方法②の場合)
①助成申請書(お子さん1人につき1枚必要です。) ②医療費等の領収書(原本)
③申請者(保護者)の振込口座が分かるもの ④お子さまの健康保険証(確認のみ)
※白老町の医療費助成各受給者証(乳幼児医療(白)、ひとり親家庭等医療(黄)、重度障がい者医療(緑))
※①～④(③・④はコピー添付)を同封した郵送による申請も可能です。

子ども医療費助成

♪ 白老町 ♪



Photo Gallery

スプリング遊具
(虎杖浜アヨロ公園)



🐾 予防接種を受けましょう

問 健康福祉課 健康推進グループ ☎82-5541

令和6年4月～

予防接種の望ましい対象年齢表

(3月以前に予防接種開始の方は昨年度のガイドブックをご覧ください)

		2ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	9ヵ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
定期接種	ロタウイルス (ロタリックス)	生後6週～生後24週(6ヵ月)まで					1回目は、生後14週6日まで。 経口ワクチンです					
	小児科用肺炎球菌ワクチン	接種開始月齢2ヵ月以上7ヵ月未満					追加接種は1歳～1歳3ヵ月の 間で行いましょう。					
	B型肝炎	接種開始月齢2ヵ月以上で3回目を1歳までに終了させます。										
	5種混合(百日咳、破傷風、ジフ テリア、ポリオ、ヒブ)	1期	接種開始月齢2ヵ月以上11ヵ月未満									
	2種混合	2期					小学6年生になったら接種し ましょう					
	BCG											
	水ぼうそう					生後12ヵ月以上15ヵ月未満						
	MR(麻しん風しん混合)	1期					生後12ヵ月以上15ヵ月未満					
		2期					幼稚園・保育園年長児になったら					
	日本脳炎	1期					3歳～4歳に達するまで					
2期						9歳になったら接種しましょう						
任意	おたふくかぜ					12ヵ月以上から接種できます						



実施医療機関:白老町立病院(小児科)

●毎週火曜日(※ 緊急時の対応を考慮し、翌日が休診の場合はお休みです)

受付時間 13:15~13:30

6歳	7歳	接種回数	接種のポイント・注意事項
		2回	生後6週間から開始し、4週間以上の間隔で2回接種します。 生後24週までに完了しましょう。
		4回	初回3回を4週以上の間隔で1歳前までに、初回完了から60日以上あけて追加接種を1歳から1歳3ヵ月までに接種します。
		3回	初回接種2回を4週以上あけて接種し、1回目の接種から20~24週間後に3回目を接種します。
		4回	初回3回を3~8週間隔で接種、初回終了後、1年の間隔をあけて4回目の接種をします。 接種間隔を守りましょう。
		1回	小学6年生でジフテリアと破傷風の2種混合を実施(1期の接種歴が必要になります)
		1回	生後5~8ヵ月になるまでの間に接種します。
		2回	1回目と2回目の間隔は、3~12ヵ月まであけます。 感染力が非常に強い病気です。
		1回	満1歳になったら早めに接種しましょう。
			小学校就学前の1年間に接種しましょう。
		3回	6~28日間隔で2回接種。 概ね1年あけて3回目を接種します。
		1回	9歳から10歳までの間に4回目を接種します。
		2回	満1歳と小学校就学前の計2回の接種をお勧めします。(白老町では無料) ※上記対象期間外に接種した場合は有料です

※定期接種は、今後変更となる場合があります。最新情報は、広報で周知しますのでご確認ください。



- 生後6ヶ月頃まではお母さんからの免疫がありますが、免疫力は徐々に減っていきます。その後は赤ちゃんが自分で免疫をつくり、病気を予防しなければなりません。
- 赤ちゃんが病気にかからない・かかった時の重症化を防ぐ・周りの家族にうつさないためにも予防接種を受けることが大切です。
- 白老町では、定期予防接種を無料でおこないます。**(完全事前予約制です)**
- スケジュールや予診票などは、新生児訪問や乳児健診で個別にご案内しています。予約日の変更などありましたら、下記までご連絡ください。
- 各ワクチンの接種時期は、感染症にかかりやすい年齢等をもとに決められています。お子さんの体調を整え、望ましい期間内に接種しましょう。

【転入されてきた方】

前住所地の予診票は使用できません。予防接種スケジュールや予診票に関してご案内しますので、上記お問い合わせ先へご連絡ください。また、いきいき4・6の窓口に来所される際は、母子手帳をご持参ください。

【町外で接種する方(里帰り出産などの理由により)】

白老町から滞在先の市町村へ“予防接種依頼書”の手続きが必要となります。P36お問い合わせ先へ事前にご相談ください。



『そろって本当?』子育ての疑問 Q & A

Q おむつは早めにはずした方がいい?

A 子どもの様子を見ながら、あせらずに

脳とからだの発達が進むと自然とはずれていきます。大人の都合を押しつせず、子どもの様子を見ながら、あせらずに進めましょう。



保育園・認定こども園

☺ 保育園・認定こども園の利用手続き

問 子育て支援課 子育て支援グループ ☎85-2021

保育園や認定こども園を利用するためには「認定」を受ける必要があります。

認定には1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や教育・保育の希望、世帯の就労状況などによって、選択できる施設が異なります。

保育を希望しない世帯 【認定の必要なし】	0歳～2歳	3歳～5歳	
	▼	▼	▼
短時間労働や保護者のリフレッシュ、緊急時などに、「一時預かり事業」を利用できます。 ※満1歳未満の乳児は利用できません。 町内では 白老小鳩保育園 海の子保育園 白老さくら幼稚園	保育を希望する世帯 【3号認定】 (保育標準・短時間認定) 保育園・認定こども園の保育園機能を利用できます。 町内ではすべての 保育園と認定こども園	保育を希望する世帯 【2号認定】 (保育標準・短時間認定) 保育園・認定こども園の保育園機能を利用できます。 町内ではすべての 保育園と認定こども園	教育を希望する世帯 【1号認定】 (教育認定) 認定こども園の幼稚園機能を利用できます。 町内では 白老小鳩保育園 白老さくら幼稚園 緑丘保育園 海の子保育園

●一時預かり事業
子育てを支援する制度です。
 ※実施保育園等が通常の利用定員に満たない場合に利用できます。
 ★希望する日の3日前までに利用申込みが必要です。
 ※詳しくは子育て支援課 子育て支援グループまでお問い合わせください。

①申し込み先 子育て支援課 子育て支援グループ
町に「保育の必要性の認定」と「保育園利用申込み」を行う
※毎月10日までに申請が必要です。

②町が「保育の必要性」「保育の必要量」を審査し、認定証が交付される

③町が施設ごとに利用調整を行う

④利用決定・契約

①申込み先 園
園に直接、認定・利用の申込みを行う

②園を通じ、内定をもらう

③町から園を通じて支給認定通知が交付される

④園と利用契約

利用開始

広告



学校法人 登別立正学園
認定こども園

海の子保育園



全ての人に笑顔をお届ける

白老郡白老町字虎杖浜74-11 TEL 0144-87-2481
Mail: info-uminoko@nrg.ed.jp

Instagram ホームページ



保育園・認定こども園

保育認定(2号・3号認定)には、「保育の必要性」と「保育の必要量」の認定が必要です

保育を希望する場合、保育の必要性とともに保育の必要量を認定し、「保育短時間」と「保育標準時間」に区分されます。(短時間区分に該当する方が、「保育短時間の開設時間を超える勤務が常態である」、「シフト勤務により保育を必要とする時間が不規則である」場合などには、標準時間区分とすることが可能です。)

保育を必要とする事由	短時間利用(8:00~16:00)	標準時間利用(7:30~18:30)
①就労している時	1ヵ月の就労時間 48~120時間	1ヵ月の就労時間 120時間以上
②妊娠・出産のとき	—	●
③保護者の病気や障がいのとき	1ヵ月の通院時間 ~120時間 ※通院・入院の状況、障がいの程度により異なります。	1ヵ月の通院時間 120時間以上
④親族の常時介護・看護のとき	1ヵ月の介護時間 ~120時間 ※介護・看護の状況により異なります。	1ヵ月の介護時間 120時間以上
⑤災害復旧にあたっているとき	—	●
⑥求職活動(起業準備含む)のとき	●	—
⑦就学(職業訓練校等含む)のとき	1ヵ月の就学時間 ~120時間	1ヵ月の就学時間 120時間以上
⑧虐待やDVのおそれがあるとき	—	●
⑨育児休業中の継続利用が必要なとき	●	—
⑩①から⑨に類すると認められるとき	※状況により異なります。	

広 告

緑丘保育園

にここ きらきら わくわく

- ★異年齢保育
- ★子ども達が遊び込む環境作り
- ★自然がいっぱいで四季を感じられる園庭

社会福祉法人ポルト会 認定こども園 緑丘保育園

〒059-0908 白老郡白老町緑丘1丁目12-1 ☎0144-82-4052

お問い合わせはこちら

ホームページ







保育料

- ①1号認定、2号認定の保育料は全額無償です。3号認定で住民税が課税されている世帯のみ保育料が課せられます。
- ②保育料は、児童と同一世帯に属する児童の扶養義務者の住民税額を合算して算定します。父母が世帯分離していても合算します。また、父母が祖父母等と同居している場合は、祖父母等の所得も算出の対象となります。ただし、父母の年収が103万円以上の場合は父母の収入のみで決定します。住宅取得控除等によって減税されている場合は、控除前の税額を基に算定します。
- ③同一世帯で入所児童が2人以上となる場合は、2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は無料となります（階層により軽減対象範囲は異なります）。
- ④保育料は、町が決定した保育料を各園が定める方法で納めることとなります。
- ⑤月途中で入園するときの保育料は、日割り計算した額となります。

4月～8月	9月～3月
前年度の町民税額による保育料	当該年度の町民税額による保育料

延長利用するときの料金

登園から8時間または11時間は追加負担なしで利用できるということではなく、園で設定した各区分の開設時間帯の中で、就労状況に応じて利用することとなり、短時間利用に該当する方が保育短時間の開設時間の前後に保育を受けた場合などは、延長料金が発生します。

短時間利用	7:30～8:00	8:00～16:00 (保育短時間の開設時間)	16:00～18:30	～19:00
	100円	最大8時間利用可能	100円/30分	100円
標準時間利用	7:30～18:30(保育標準時間の開設時間)			～19:00
	最大11時間利用可能			100円

◀ 白老町 ▶



Photo Gallery

鉄棒

(虎杖浜アヨロ公園)



🐻 保育園一覧

名称	住所	お問い合わせ
はまなす保育園	字萩野72番地1	83-2271
白老さくら幼稚園	日の出町3丁目9番47号	82-2640
海の子保育園	字虎杖浜74番地11	87-2481
白老小鳩保育園	東町3丁目1番27号	82-2040
緑丘保育園	緑丘1丁目12番1号	82-4052

保育園・認定こども園



広 告

- 英語・英会話(2歳～中学3年生)
- 趣味の英会話
- 計算検定対策コース
- マスタープラン(高校生以上)
- 英検対策コース
- 漢検対策コース



ECCジュニア 白老教室

講師 仙葉 亜妃

白老町大町2丁目1-25 2F **TEL.0144-82-3704**